

一般社団法人日本呼吸器学会
支部長選挙に関する細則

2018年12月14日制定

1. 支部長は各支部において、理事選挙後に行う電子選挙で選出され、総会で選任される。
2. 支部長の選挙人は、当該支部において新たに選任された代議員とする。
3. 支部長の被選挙人は、当該支部において新たに選任された代議員から立候補されたものとする。立候補者がいない場合には、当該支部の理事当選者が推薦する。
なお、支部長選挙後に最初に到来する3月31日までに満65歳に達する者は、被選挙権を有しない。
4. 支部長当選者は、支部長が欠けた場合に備えて、就任時に支部長代行者を指名する。
5. 支部長が欠けた場合には、当該支部において補欠選挙を実施する。選出された支部長の任期は、欠員となった前任者の退任時期までとする。但し、総会での選出時期が、通常 of 支部長改選時期と重なる場合には、補欠選挙は実施しない。